

～新成人のみなさんへ～

国民年金

20歳になったら「国民年金」

■問合せ 国保年金課 ☎029-885-0340 (内)117

国民年金は、「年をとったとき」「病気や事故で障がいが残ったとき」や「家族の働き手が亡くなったとき」等に、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

国民年金は、20歳以上60歳未満の方は加入することが義務づけられています。

20歳になった方には、日本年金機構から資格取得のお知らせが送付されますのでご確認ください。

国民年金のポイント

▶ 将来の大きな支えになります！

国民年金は20歳から60歳までの方が加入し、保険料を納める制度です。

国が責任をもって運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

▶ 老後のためだけのものではありません！

国民年金は年をとったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。

障害年金は、病気や事故で障がいが残ったときに受け取れます。また、遺族年金は加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れます。

▶ 国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

納めた保険料の全額が所得から控除されます。親が代わりに保険料を納めた場合は、納めた方が社会保険料控除を受けることができます。

「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」

▶ 「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

▶ 「納付猶予制度」

学生でない50歳未満の方で、ご本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

保険料を未納のまま放置すると、年金の給付を受け取ることができない場合があります。また、保険料には学生納付特例制度、納付猶予制度のほか、免除制度があります。

国民年金の相談・手続きについて詳しくは、日本年金機構のホームページをご覧ください。どうか、役場国保年金課または年金事務所までお問い合わせください。

◎日本年金機構ホームページURL <http://www.nenkin.go.jp/>

◎土浦年金事務所 ☎029-825-1170

日本年金機構HP
QRコード⇒

